平成２４年（フ）第２８６２号
大阪市此花区高見１丁目３番38―405号
債務者　大塚惠美子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９２３号
大阪市住吉区我孫子東２丁目５番２―303号
債務者　岸野　里香（旧姓堀尾）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９８３号
大阪市港区田中１丁目11番１―503号
債務者　渡會　京子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０５号
兵庫県加古川市野口町北野670番地の５
債務者　網濱　俊成
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２１８号
兵庫県姫路市勝原区朝日谷22番地21
債務者　浅野　貴志
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２２７号
兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目26番地　寿荘12号
債務者　宮内　　治
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２４０号
兵庫県姫路市御立中４丁目13番７－１号
債務者　前川　里美（旧姓有菅）
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２４４号
兵庫県姫路市飯田２丁目178番地４
債務者　吉田建設こと吉田静雄こと　吉田　静雄
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２４５号
兵庫県姫路市飯田２丁目178番地４
債務者　吉田　スミ
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８５号
長崎県長崎市平山町1091番地12
債務者　冨田　節子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地29―Ａ棟102号
債務者　田中　美幸
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６９号
北海道小樽市銭函３丁目16番地
債務者　長谷川雪子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第３７０号
仙台市太白区富沢２丁目17番23号　板橋荘102
債務者　森　　智哉
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
秋田県南秋田郡五城目町高崎字広ケ野148番地　新広ケ野住宅22号
債務者　畠山　吉靖
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２２号
秋田市寺内字三千刈332番地１　メルヴェーユ清水101号
債務者　須原　次則
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２５号
秋田市南通宮田16番28号
債務者　五十嵐博美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２６号
秋田市南通宮田16番28号
債務者　五十嵐豊子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部